

長野県吹奏楽連盟 吹奏楽講師派遣支援事業 要項

1. 主旨

- (1) 本事業は「長野県吹奏楽連盟吹奏楽講師派遣支援事業(仮称 以下 本事業)」と称する。
- (2) 本事業は、長野県吹奏楽連盟(以下 本連盟)に所属する団体に対し、経験豊かな指導者を斡旋することで加盟各団体のより良い活動に資することを目的とする。

2. 資格

- (1) 本事業は、本連盟に所属する団体が利用出来る。
- (2) 講師は、本連盟より個人として表彰された者又は本連盟が十分な実績をもつと判断した者で、本事業の主旨を理解し、本連盟人材バンク(仮称)に登録した者とする。
- (3) 講師は長野県に在住する者とする。
- (4) 本事業は、長野県吹奏楽連盟および各部門吹奏楽連盟、地区単位吹奏楽連盟が主催する、課題曲講習会や楽器別講習会等には、原則として利用できない。
- (5) 吹奏楽コンクールやアンサンブルコンテスト等の、各種コンクール審査員となっている講師は、原則としてコンテスト直前の該当地区学校への派遣はできない。

3. 利用方法

- (1) 本事業は、平成24年4月23日から、利用者からの申請書受付を行う。
- (2) 利用者は、人材バンクに登録されている講師(下記問い合わせ先から入手可能)について、講習を希望する期日の1ヶ月前までに、本連盟事務局に派遣申請書(別紙)を提出し、本連盟事務局より講師の紹介を受ける。
- (2) 講師との日程調整等は当該団体がこれを行う。
- (3) 講習時間は半日とし、謝礼の授受は行わないことを原則とする。
- (4) 講師の交通費等必要経費は当該団体がこれを支払う。(別表参考)
- (5) 同じ講師に、再度講習を依頼する場合は、2回目以降の希望日について、利用者が直接講師と打ち合わせをしてもかまわないが、申請書の「指導希望内容」に「講師と直接連絡済み」と記入して、申請書の本連盟事務局に提出する。

4. その他

- (1) 申請書の内容(申請者に関する項目)は講師に伝えます。
- (2) 申請書に記載されている内容は、本事業以外の目的で利用することはありません。
- (3) 登録講師の名簿については、下記へお問い合わせください。

*別表 【講師旅費の目安】 旅費についてのご不明な場合は、下記へお問い合わせください。

同一市内	1,000 円	隣接市町村	2,000 円	長野市⇔松本市	4,000 円
松本市⇔伊那市	3,000 円	長野市⇔上田市	3,000 円	長野市⇔佐久市	4,000 円
上田市⇔伊那市	4,000 円	松本市⇔飯田市	5,000 円	松本市⇔木曾福島	3,000 円

長野県吹奏楽連盟事務局
事務局長 降旗信一
電話/FAX 0263-88-8025
mail nagano@ajba.co.jp

長野県吹奏楽連盟 吹奏楽講師派遣支援事業

派遣支援依頼書

長野県吹奏楽連盟 理事長 町田 真左志 様

私は、別紙要項の内容に同意し、標記支援事業による講師の派遣を下記の通り申請します。

平成 24 年 月 日

ふりがな 顧問（代表者） 氏 名	印		
学 校 名 (団体名)			
学校（団体） 住所	〒		
学校（団体） TEL.		学校（団体） FAX.	
顧問（代表者） 携帯電話			
希望講師 氏名（団体名）			
指導希望内容 (別紙添付可)			
第1希望		期日	平成 年 月 日 午前・午後
第2希望		期日	平成 年 月 日 午前・午後
第3希望		期日	平成 年 月 日 午前・午後

※この申請書に記載されている内容は、本事業以外の目的で利用することはありません。

※講習を希望される期日の、1ヶ月前までに提出してください。

※同じ講師に再講習を依頼する場合は、直接連絡をとっていただき、「指導希望内容」に「講師と直接連絡済み」と記入して提出してください。